八幡平市生活支援体制整備事業委託業務プロポーザル実施要領

目次

１　趣旨

２　業務の概要

３　参加資格

４　スケジュール

５　参加申込書の提出

６　質疑について

７　企画提案書の提出

８　企画審査・選定等

９　資格の失効

10　契約に関する基本的事項

11　その他

八幡平市生活支援体制整備事業委託業務プロポーザル実施要領

１　趣旨

高齢者が日常生活を営む上で支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生きがいを持ってその人らしい生活を継続していくためには、地域の支え合いの推進が必要です。

八幡平市生活支援体制整備事業は、元気な高齢者をはじめとする住民が担い手として参加する住民主体の活動等多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の提供体制を構築し、及び生活支援等サービスを提供する事業主体等関係者のネットワークの強化により連携・協働を推進し、高齢者の生活支援体制の充実・強化を図ることを目的としています。

　本要領は、八幡平市生活支援体制整備事業委託業務（以下「本業務」という。）において、企画提案を広く求めるとともに、最適な事業者を選定するにあたり、必要な事項を定めるものです。

２　業務の概要

　（１）業務名　　　八幡平市生活支援体制整備事業委託業務

　（２）業務の内容　八幡平市生活支援体制整備事業委託業務仕様書のとおり

　（３）委託期間　　令和６年４月１日から令和９年３月31日まで（３年間）

　（４）提案上限額　令和６年度７，０００千円（税込み）

　　　　　　　　　　令和７年度７，０００千円（税込み）

　　　　　　　　　　令和８年度７，０００千円（税込み）

　（５）業務対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 層 | 業務対象地域の範囲 |
| 第１層 | 八幡平市全域 |
| 第２層 | 日常生活圏域単位の地域  西根圏域、松尾圏域、安代圏域の３地域 |

３　参加資格

　本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

②八幡平市の指名停止措置を受けていない者であること。

③八幡平市暴力団排除措置要綱（平成25年八幡平市告示第144号）に基づく排除措置を受けていない者であること。

④会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあっては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。

⑤民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあっては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。

⑥八幡平市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体であること。

４　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日程 |
| 公告・実施要領の配布 | 令和６年１月22日（月） |
| 参加申込書の提出期限 | 令和６年２月５日（月） |
| 質問の受付期限 | 令和６年２月５日（月） |
| 質問書に対する市の回答 | 令和６年２月９日（金） |
| 企画提案書等の受付期間 | 令和６年２月９日（金）から令和６年２月16日（金）まで |
| 審査 | 令和６年２月26日（月） |
| 審査結果通知 | 令和６年２月下旬（予定） |
| 契約締結 | 令和６年３月中旬（予定） |
| 業務開始 | 令和６年４月１日（月） |

５　参加申込書の提出

（１）受付期限　令和６年２月５日（月）午後５時（必着）

（２）提出先　〒028-7397　八幡平市野駄第21地割170番地

　　　　　　　八幡平市役所健康福祉課

（３）提出書類

　①プロポーザル参加申込書（様式第１号）

　②登記簿謄本又は事業所証明書

　③事業者概要書（様式第２号）

　　添付書類：財務諸表（「貸借対照表」及び「損益計算書」最新３年分）

　④納税証明書

６　質疑について

　本プロポーザルの内容について不明な点がある場合は、次のとおり質疑を受付けます。ただし、選定基準の詳細や配点など、選考に影響のある質問には回答しません。

（１）受付期間　参加申込書提出後から令和６年２月５日（月）午後５時（必着）

（２）提出方法　電子メールまたはＦＡＸにより提出してください。様式は任意ですが、次の事項は必ず記載してください。

①件名（「八幡平市生活支援体制整備事業に関する質問」）

②質問内容

③質問者（事業者名、担当者名、電話番号、メールアドレス）

（３）提出先　　八幡平市役所健康福祉課

　　　　　　　　アドレス：[kenkou@city.hachimantai.lg.jp](mailto:kenkou@city.hachimantai.lg.jp)

　 FAX：0195-74-2102

（４）回答方法　質問に対する回答は、期限までに参加申込書を提出した者すべてに対し

令和６年２月９日（金）までにメールで回答します。

７　企画提案書の提出

（１）受付期間　令和６年２月９日（金）から令和６年２月16日（金）午後５時まで（必着）（２）提出方法　紙媒体で正本１部、副本９部を提出してください。郵送可。

（３）提出先　５（２）参加申込書の提出先と同じ

（４）提出書類

ア　企画提案書提出届書（様式第３号）

イ　事業者概要書（様式第２号）、事業所の概要がわかるパンフレット等を添付してください。

ウ　業務実施体制　（様式第４号）

エ　地域における活動実績（様式第５号）

オ　企画提案書（様式第６号）

カ　見積書（税抜き、1年当たりの見積額を記載）内訳書も添付してください。

　　　・見積金額が市の設定する提案上限額を超えた場合は、失格になります。

（５）留意事項　提出書類は、Ａ４版（Ａ３折込み可）としてください。1部ずつクリップ止めしてください。

８　企画審査・選定等

（１）選定は、プロポーザル方式とします。

（２）審査会を開催し、提案者の提出した企画提案書等に基づき、プレゼンテーション（20分）及びヒアリング（約15分）を行い審査します。審査委員が採点し、合計点数の最も高い提案者を契約交渉相手方とします。提案者が多数のときは、提案書の書類審査を実施のうえ、ヒアリングを行う提案者３者を決定することがあります。

（３）審査の結果は、全ての提案者へ書面で通知します。

（４）審査は非公開とします。点数等に紐づく事業者名等の公表は行いません。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しません。

９　資格の失効

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

（１）参加資格を満たさなくなった場合

（２）業務見積額が「２　業務の概要」に記載する上限額を超える場合

（３）本プロポーザルに関して、虚偽の事実が判明した場合

（４）選定の透明性、公平性を害する行為があった場合

10　契約に関する基本的事項

本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的に実施するものであり、契約交渉相手の決定をもって企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではありません。

　選定された提案者と、提出された企画提案を基に業務内容の詳細について協議を行ったうえで、随意契約により契約を締結します。契約手続きは、八幡平市契約規則（平成24年八幡平市規則第20号）の規定によります。

11　その他

（１）提出された書類は、選考作業に必要な範囲において複製する場合があります。

（２）提出された書類は、返却しません。

（３）本プロポーザルへの応募・参加に要する経費は、すべて参加事業者等の負担とします。